

事例番号：250095

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度

原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

初産婦。超音波断層法にて頸部に臍帯巻絡が1～2回認められ、胎盤は前壁付着であった。胎位は頭位であったが、妊娠39週0日の健診では骨盤位であった。リトドリン塩酸塩の点滴投与下に外回転術が試みられたが、児頭を回転させることはできなかった。胎児心拍数陣痛図では、異常を認めなかった。妊娠39週3日、胎児心拍数陣痛図では、胎児心拍数基線は160拍/分、基線細変動は認められるが一過性頻脈はみられないと判断された。振動音響刺激が行われたが、反応はみられなかった。妊娠40週0日、管理入院し、妊娠40週3日に帝王切開予定であった。妊娠40週1日、胎児心拍数陣痛図では基線細変動は「乏しめ」であった。自然破水し、羊水混濁が認められ、帝王切開にて児を娩出した。臍帯巻絡は頸部に2回認められた。

児の在胎週数は40週1日で、体重は2800g台であった。臍帯動脈血ガス分析はpH7.31、BE-0.4mmol/Lであった。出生直後、啼泣は弱く、喉頭展開し、気管内吸引が行われた。生後1分のアプガースコアは6点であった。酸素投与が開始され、生後5分のアプガースコアは8点であった。経皮的動脈血酸素飽和度は98～100%であり、酸素投与は中止された。生後12分、当該分娩機関のNICUに入院となった。入院時より上肢に振戦がみられた。頭部超音波断層法が行われ、異常所見は認められ

なかった。生後3日、鼻口腔内の分泌物が多く、耳鼻科を受診し、嚥下反射の低下を指摘された。頭部MRI検査では、重症新生児仮死の亜急性期が疑われ、下垂体前葉も高吸収域となっており、基底核壊死（亜急性期）と診断された。抗痙攣療法としてフェノバルビタールが投与された。生後4日、頭部CTスキャンでは、脳実質に異常は認められず、顔面領域も異常所見はみられなかった。脳波検査では、全体的に低電位の所見であった。

本事例は病院における事例であり、産婦人科専門医2名、小児科医2名、麻酔科医1名と、助産師2名が関わった。

2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、妊娠39週3日前後に一定期間、高度の低酸素状態に陥り低酸素・酸血症が発症したことと考えられる。胎児の低酸素状態の原因として、2回の臍帯巻絡や物理的な臍帯圧迫による酸素供給量減少の可能性が考えられる。妊娠39週0日の外回転術の試技がその後の胎児の状態に何らかの影響を与えた可能性は否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

妊娠37週までの妊娠管理は一般的である。

妊娠39週の外回転術の試技についての説明と同意については診療録に記載がないため評価できない。外回転術の前後に胎児心拍数モニタリングを実施したこと、初産の妊産婦に対し子宮収縮抑制剤を投与したうえで外回転術を試みたこと、また数分間の試技で中止したとされていることは、一般的である。妊娠39週3日の胎児心拍数陣痛図に対して、4日後の妊娠40週0日に入院管理とし、帰宅させたことは一般的ではない。

入院後に骨盤位の帝王切開の予定を妊娠40週3日としたことは選択され

ることは少ない。妊娠40週1日に破水した時点で緊急帝王切開を決定したことは一般的である。

軽度仮死児に対し、気管内吸引後に酸素投与を実施したこと、状態の改善を認め酸素投与を終了したことは一般的である。生後12分でNICUに入院としたことは医学的妥当性がある。その後の新生児に対する処置は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 胎児心拍数陣痛図の判読について

妊婦健診時の胎児心拍数陣痛図で異常所見を認めているが、この所見が異常と認識されていないため、日本産科婦人科学会周産期委員会の推奨指針を踏まえた判読方法を習熟することが望まれる。

(2) 胎盤病理組織学検査について

胎盤病理組織学検査は、新生児仮死が認められた場合、その原因の解明に寄与する可能性があるため、実施することが望まれる。

(3) 骨盤位外回転術の試技に関する記載について

骨盤位外回転術の試技について妊産婦への説明内容と同意が得られたこと、実施内容の詳細については記録に残すことが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

特になし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 原因特定困難な事例の研究について

分娩時に高度の低酸素・酸血症の所見を呈さず、分娩前に発生した

異常が脳性麻痺を発症したと推測される事例を蓄積して、疫学的および病態学的視点から調査研究を行うことが望まれる。

イ. 骨盤位外回転術に関する研究について

骨盤位外回転術の安全性と危険性について事例を蓄積、検討することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

特になし。